



## 刑事手続の基本

刑事手続には、大きく分けて2つあります。身柄事件と在宅事件です。

### 1 身柄事件

身柄事件では、被疑者(犯罪をしたと疑われている人)に対し警察等による逮捕が行われた後、48時間以内に事件が検察庁に送致され、検察官は24時間以内に勾留請求するかどうかを決めます。

勾留請求がされたら、裁判官による勾留質問があり、裁判官が勾留の必要があると判断すれば、10日間の勾留決定がでます。勾留は更に10日間延長されることもあります。

勾留期間に、検察官は、①裁判が開かれる起訴処分、②略式処分(軽微な犯罪で刑の種類に罰金刑がある場合に書面審理で罰金を科す)、③不起訴処分のどれにするかを決めます。

被疑者は、起訴処分になると被告人と呼ばれ、保釈請求が可能になり、不起訴処分になると、釈放されます。

起訴後の裁判では、被告人が本人であること確認してから、検察官が起訴状を読み、被告人や弁護士が意見を言う冒頭手続が行われます。そして、起訴状に書かれた犯罪事実の有無を判断するために証拠調べを行います。そして、証拠調べの結果に基づいて、検察官と弁護人が最終的な主張をし、最後に被告人が意見を言います。以上で審理は終わり、裁判所が判決を下します。

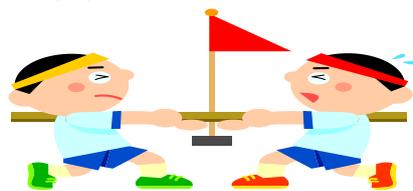
刑事裁判の判決には、有罪と無罪があります。有罪の場合、刑罰が科されます。刑罰には、死刑、懲役刑、罰金刑等があり、科された刑の執行が猶予されることもあります。

一定の事件については、被害者又はその委託を受けた弁護士が裁判

に参加することができます。

### 2 在宅事件

在宅事件の場合には、逮捕や勾留といった身柄拘束がなく、捜査が行われ、検察庁に事件が送致されます。そして、検察庁が処分を決めることになり、それ以降の流れは身柄事件と変わりません。



## 逮捕されました。どうすればいいの？

逮捕されたら、当番弁護士を依頼して下さい。依頼したい旨を警察署に伝えたら、弁護士会に連絡が入り、弁護士が面会に来ます。面会時には、手続きや取調べの注意点を聞きましょう。1回目は無料です。家族が弁護士会に連絡し、当番弁護士を依頼することもできます(問い合わせ先: 広島弁護士会 TEL082-228-0230)。

## 逮捕後、弁護を頼みたいのですが、国選？私選？

勾留されると、被疑者国選対象事件については、資力要件を満たせば、本人の希望等を受けて、裁判所が国選弁護人を選任します。希望する場合は、その旨を裁判所や警察署に伝えて下さい。

直接、弁護士と契約して、私選弁護人を選任することもできます。

被疑者国選対象事件でない事件(暴行罪など軽微な罪)で、弁護士費用を準備できない場合、資力要件を満たせば、法律扶助制度を利用して私選弁護人を選任できる場合もあります。(渡邊圭輔)

## 法律フク★クイズ

申立人が広島、相手方が東京に住んでいる場合に離婚調停を申し立てるとしたら、どこの家庭裁判所に申し立てることになるでしょうか？

正解は次号で発表します。

前号のクイズの正解ですが、裁判員裁判の対象事件は、法律で定められた刑の重さで決まっています、アルコールの影響で正常な運転が困難な状態で自動車を運転し、人を死なせた場合(危険運転致死罪)は対象事件になります。なお、アルコールの影響があっても上記の状態に至らない程度なら、自動車運転過失致死罪等となり、対象事件にはなりません。



## 平成22年10月と11月のセミナー・法律相談会等のご案内

### ●「可視化シンポ IN 広島」

11月7日(日)13時半から/広島YMCAにて/参加無料(予約不要)/  
内容:①取調べの可視化を巡る現状報告、②厚生労働省元局長郵便不正事件の弁護団からの報告ほか/  
主催&問い合わせ先: 広島弁護士会  
TEL: 082-228-0230

当事務所の弁護士に相談するには、平日の9時~18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時~17時半、土曜日の13時~15時半です。

当事務所では、尾道支所を開設し、尾道市や三原市等の周辺のご相談も積極的に受け付けています。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

本ニュースに関するご意見・ご要望も当事務所までお電話でお願いします。

所属弁護士: 二國則昭、定者吉人、大村真司、紅山綾香、長場誠、滑川和也、成廣貴子、見之越常治、森井基嗣、渡邊圭輔